# 県職員の給与と人事委員会勧告

令和4年10月 島根県人事委員会

### 県職員の給与決定の原則と人事委員会勧告

県職員の給与は、以下の原則に基づき決定されています。

#### 職務給の原則

職員の給与は、職務と責任に応ずるものでなければなりません。

(地方公務員法第24条第1項)

#### 均衡の原則

職員の給与は、

- •生計費
- ・国及び他の地方公共団体の職員の給与
- 民間事業の従業員の給与
- その他の事情

を考慮して定められなければなりません。 (地方公務員法第24条第2項)

#### 条例主義

職員の給与、勤務時間その他の勤務条件 は条例で定め、また、職員の給与は法律又 はこれに基づく条例に基づかない限り支給 することができません。

(地方公務員法第24条第5項等)

公務員は、争議権や団体交渉権などの労働基本権の一部が制限されており、民間企業の従業員のように、労使交渉を通じて給与を決定することはできません。

この労働基本権の制約の代償措置として、人事委員会勧告制度が設けられています。

#### 人事委員会勧告の位置付け

#### 【情勢適応の原則】

- 1 地方公共団体は、この法律に基づいて定められた給与、勤務時間その他の勤務条件が社会一般の情勢に適応するように、随時、適当な措置を講じなければならない。
- 2 人事委員会は、随時、前項の規定により講ずべき措置について地方公共団体の議会及び長に勧告することができる。

(地方公務員法第14条)

#### (給料表に関する報告及び勧告)

人事委員会は、毎年少なくとも一回、給料表が適当であるかどうかについて、地方公共団体の議会及び長に同時に報告するものとする。給与を 決定する諸条件の変化により、給料表に定める給料額を増減することが適当であると認めるときは、あわせて適当な勧告をすることができる。

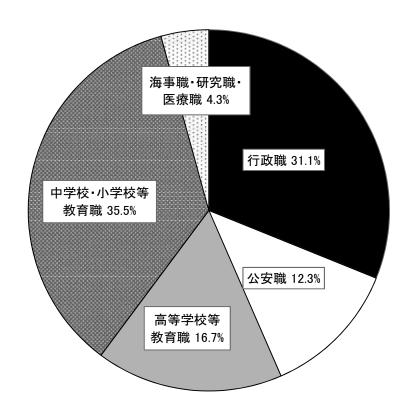
(地方公務員法第26条)

# 給与勧告の対象職員

令和4年4月1日現在の人事委員会の給与勧告対象職員(休職者等を除く。)は、11,945人です。このうち、一般行政事務を行ってい る行政職給料表適用職員は、3,717人で全体の31.1%を占めています。 また、小・中学校等、高等学校及び特別支援学校の教員である教育職給料表適用職員が合わせて6,243人(全体の52.3%)、警察官

である公安職給料表適用職員が1,474人(全体の12.3%)となっています。

(注)構成比については、小数点以下1位未満の端数は四捨五入したため、合計が100にならない場合がある。



		<u> </u>
給料表の区分	職員の例	職員数
行政職給料表	一般行政職員	3,717
公安職給料表	警察官	1,474
海事職給料表	試験船、実習船等に乗り組む船員	48
研究職給料表	試験場、研究所に勤務する研究員	226
医療職給料表(1)	保健所等に勤務する医師、歯科医師	49
医療職給料表(2)	保健所等に勤務する薬剤師、栄養士、獣医師等	101
医療職給料表(3)	保健所等に勤務する保健師、看護師等	87
高等学校等 教育職給料表	高校、特別支援学校に勤務する教育職員	1,998
中学校·小学校等 教育職給料表	小・中学校等に勤務する教育職員	4,245
計		11,945

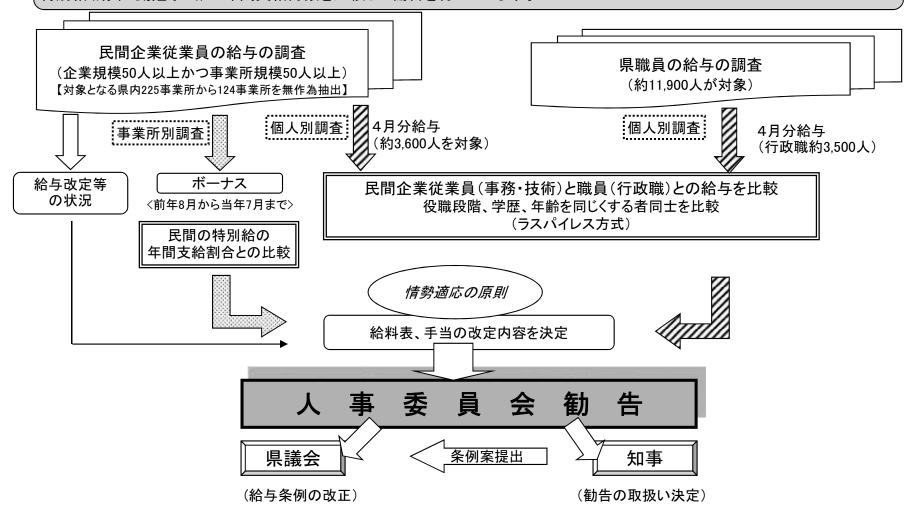
(単位:人)

※上記職員の他に、人事委員会の給与勧告の対象外職員 として、公営企業(病院局、企業局)職員が1,277人在職している。

# 人事委員会勧告の手順

島根県人事委員会では、県職員と県内の民間企業従業員の4月分給与(月例給)を調査した上で、精密に比較し、その結果得られた較差等に基づき勧告を行っています。

また、特別給についても、民間の特別給(ボーナス)の過去1年間の支給実績を精確に把握し、民間の年間支給割合と職員の特別給(期末・勤勉手当)の年間支給月数を比較して勧告を行っています。



# 民間給与との比較方法(1)

県職員と民間企業従業員では、それぞれ役職段階、年齢、学歴などの人員構成が異なっており、このように異なる集団間での給与の比較を行う場合には、それぞれの集団における単純な給与の平均値を比較することは適当ではありません。

#### 単純平均値で比較した場合の例

A社とB社の年齢別賃金では、どの年齢でもB社の方が1万円高いにもかかわらず、人員構成の違いから、平均賃金ではA社の方が高くなっています。

#### ラスパイレス比較の例

A社の人員構成によって比較すると、B社の賃金は平均で31.0 万円となり、A社はB社に比べて1.0万円(3.3%)低くなります。

〔A社〕

年齢	人数	平均賃金
20歳	20人	<u>20万円</u>
30歳	20人	<u>30万円</u>
40歳	20人	<u>40万円</u>
合計	60人	平均 30.0万円

〔B社〕

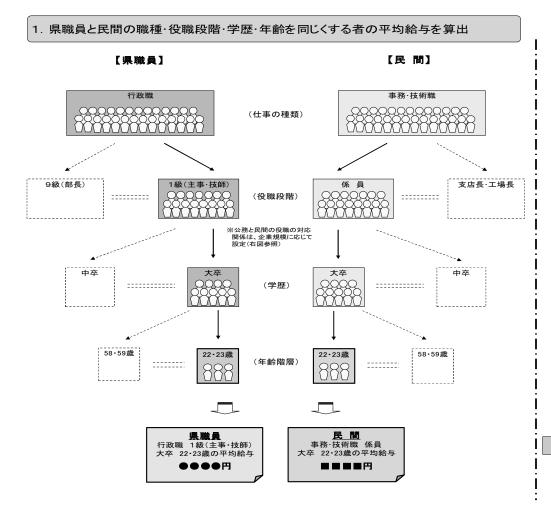
年齢	人数	平均賃金
20歳	30人	<u>21万円</u>
30歳	20人	31万円
40歳	10人	<u>41万円</u>
合計	60人	平均 27.7万円

A社もB社も 同じ人員構成 として比較 A社の人員構成に合わせた場合の B社の賃金

年齢	人数	平均賃金
20歳	20人	21万円
30歳	20人	31万円
40歳	20人	41万円
合計	60人	平均 31.0万円

# 民間給与との比較方法(2)

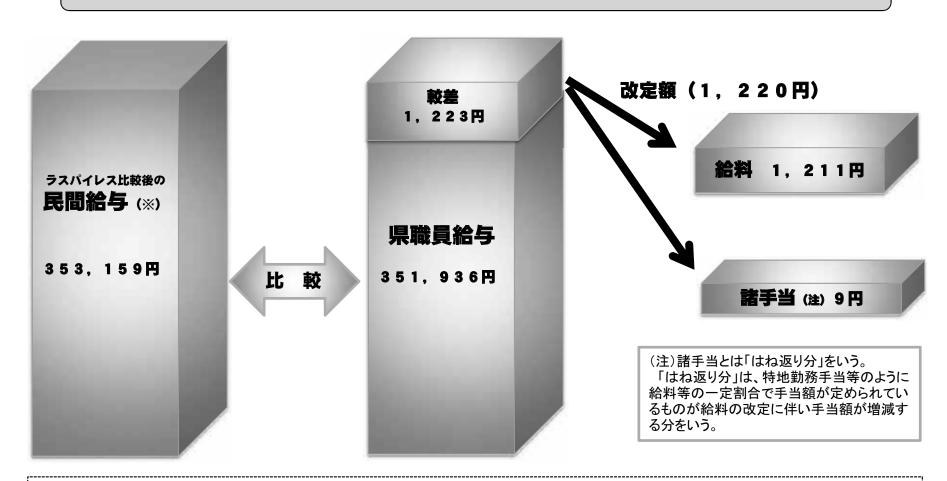
月例給の県職員給与と民間給与との比較(ラスパイレス比較)に当たっては、県職員に民間の給与額を支給したとすれば、 これに要する支給総額が、現に支払っている支給総額に比べてどの程度差があるかを算出しています。





# 民間給与との較差に基づく給与改定

県職員給与を県内民間給与水準と均衡させるため、給料表の引上げ改定を行うこととしました。



#### ※ 民間給与の単純平均ではなく、ラスパイレス比較(P. 5参照)により算出した民間給与額

~県職員の人員構成(職種、役職段階、学歴、年齢)と同じ人員構成の民間企業であればいくらの給与が支払われるかを算出したもの~

# 本年の給与勧告のポイント

# 月例給、期末・勤勉手当(ボーナス)ともに引上げ

# 1 月例給

- ・ 県内民間給与との較差(0.35%)を埋めるため、給料表を引上げ
- ・ 人事院が勧告した俸給表をもとに、本県の公民較差を考慮し、若年層を中心とした引上げ改定

# 2 期末・勤勉手当

- ・民間の支給状況に見合うよう、支給月数を0.15月分引き上げ、4.15月に改定(現行4.00月)
- ・国と同様の勤務実績に応じた給与を推進する観点から、引上げ分を勤勉手当に配分
- ※ 1:令和4年4月1日から実施、2:令和4年12月1日から実施
- ※ 勧告後の平均年間給与(行政職) 5,595,260円 (勧告前との差 72,171円)

# 県職員(行政職)のモデル給与例

TIME 3公 F.J. (7)比	年齢	改 定 前		改 定 後		年間給与額の差
職務段階		月額(円)	年間給与(千円)	月額(円)	年間給与(千円)	(千円)
主事·技師 -	18歳 (高校卒業程度初任給)	151, 443	2, 423	155, 632	2, 513	90
	<b>22歳</b> (大学卒業程度初任給)	183, 220	2, 932	186, 437	3, 011	79
主任主事・主任技師	25歳	207, 153	3, 314	210, 396	3, 398	84
主任	30歳	253, 511	4, 107	255, 998	4, 187	80
	35歳	287, 098	4, 651	287, 608	4, 705	54
企画員	40歳	339, 188	5, 563	339, 553	5, 625	62
	45歳	364, 127	5, 972	364, 518	6, 038	66
ク゛ルーフ゜リータ゛ー	50歳	388, 664	6, 374	389, 081	6, 445	71
課長	55歳	473, 164	7, 549	473, 601	7, 626	77
部長	58歳	600, 418	9, 932	600, 922	10, 043	111

<sup>(</sup>注)1 給与月額は、給料及び管理職手当を基礎に算出

<sup>2</sup> 年間給与は、給与月額の12か月分及び期末・勤勉手当を合算したもの

# 最近の給与勧告の状況(行政職)

	月例給	期末・勤勉手当(ボーナス)		職員(行政職)の 平均年間給与
	勧告率	年間支給月数	対前年比増減	増減額
平成24年	1. 15%	3.70月	1	6.8万円
平成25年	勧告なし	3.70月		
平成26年	0. 25%	3.80月	0.10月	5. 2万円
平成27年	0. 27% (注)	3.90月	0.10月	5.3万円
平成28年	0. 10%	3.95月	0.05月	2. 4万円
平成29年	0. 13%	4. 05月	0.10月	4. 4万円
平成30年	0. 15%	4. 10月	0.05月	2.8万円
令和元年	0. 11%	4. 15月	0.05月	2.5万円
令和2年	勧告なし	4. 10月	△0.05月	△1.8万円
令和3年	勧告なし	4.00月	△0.10月	△3.6万円
令和4年	0.35%	4. 15月	0.15月	7.2万円

(注)水準改定以外に、給与制度の総合的見直しによる給料表の水準の引下げ(平均△2%)あり